

各支給認定保護者の皆様

学校法人平安学園 平安幼稚園
園長 平安 玲子

令和 7 年度における施設型給付費等の額に係る法定代理受領の通知について

令和 7 年度、本園が代理受領した施設型給付費等の額は、各支給認定保護者について、「本園に係る各支給認定子どもの公定価格の額(下記参照)から、各支給認定保護者に係る利用者負担額を減じた額」となります。具体的な額をお知りになりたい場合は、お手数ですが個別にお問い合わせ頂ければと思います。

- (参考)「法定代理受領」の通知の法的位置付け
- ・子ども・子育て支援法(平成 24 年法律第 65 号)に基づく施設型給付費等については、支給認定保護者に対する個人給付としての性質を有するものですが、確実に学校教育・保育に要する費用に充てるため、市町村から本園に対して直接支払いが行われています。(この仕組みを「法定代理受領」と呼んでいます。)
 - ・「特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準」(平成 26 年内閣府令第 39 号)第 14 条第 1 項(第 50 条において準用する場合を含む。)により、特定教育・保育施設等は、法定代理受領した施設型給付費等の額について、支給認定保護者に通知しなければならないこととなっているため、この度、令和 7 年度の実績をご報告するものです。(あくまで、実績をご報告するものであり、これにより、追加の給付や利用者負担の支払い等が発生するものではありません。)

【各月ごとの一人当たり年齢別の公定価格の額】

＜ 1 号認定＞ 単位：円

	満 3 歳児	3 歳児	4 歳児以上
4 月	96,382	96,382	80,102
5 月	96,382	96,382	80,102
6 月	96,382	96,382	80,102
7 月	96,382	96,382	80,102
8 月	96,382	96,382	80,102
9 月	96,382	96,382	80,102
10 月	96,222	96,222	79,942
11 月	96,222	96,222	79,942
12 月	96,222	96,222	79,942
1 月	97,412	97,412	81,132
2 月	96,222	96,222	79,942
3 月	106,532	106,532	90,252

※1 人あたりの単価となっております。

＜ 2 ・ 3 号認定＞ 単位：円

	2 歳児		3 歳児		4 歳児以上	
	標準時間	短時間	標準時間	短時間	標準時間	短時間
4 月	149,150	141,790	81,380	74,020	65,670	58,270
5 月	149,100	141,740	81,330	73,970	65,620	58,220
6 月	149,100	141,740	81,330	73,970	65,620	58,220
7 月	149,100	141,740	81,330	73,970	65,620	58,220
8 月	149,100	141,740	81,330	73,970	65,620	58,220
9 月	149,080	141,720	81,310	73,950	65,600	58,200
10 月	149,080	141,720	81,310	73,950	65,600	58,200
11 月	149,080	141,720	81,310	73,950	65,600	58,200
12 月	149,080	141,720	81,310	73,950	65,600	58,200
1 月	149,590	142,230	81,820	74,460	66,110	58,710
2 月	149,060	141,700	81,290	73,930	65,580	58,180
3 月	167,640	160,280	99,870	92,510	84,160	76,760

※1 人あたりの単価となっております。